

告 示

埼玉県告示第千三百四号

測量計画機関であるさいたま市丸ヶ崎土地区画整理組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十一月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

さいたま市丸ヶ崎土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

公共測量（四級基準点測量）

公共測量（出来形確認測量）

三 作業地域

さいたま市北東部

四 作業期間

令和二年十一月十五日から令和三年二月二十六日まで